（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

第九条　里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「児童福祉法（」の下に「昭和二十二年法律第百六十四号。」を加える。

第二条第三項中「児童相談所設置市の市長」を「児童相談所設置市の長」に改める。

第十条中「当該里親並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに」を削り、「自立支援計画」の下に「（法第十一条第一項第二号ヘ(5)に規定する計画をいう。）」を加え、「当該委託児童を」を「委託児童を」に改める。

第十三条第二項中「児童相談所設置市の市長」を「児童相談所設置市の長」に改める。

第十六条第一項中「十八歳未満」の下に「（法第三十一条第四項に定める延長者にあっては二十歳未満）」を加える。

（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正）

第十条　次に掲げる省令の規定中「児童相談所設置市の市長」を「児童相談所設置市の長」に改める。

一　児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第五十条第三項

二　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第四十七条第三項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第四条の規定による申出）

第二条　児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十三号）附則第四条の規定による申出は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第六条の四第二号に規定する養子縁組里親になることを希望する旨を記載した申出書を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市の区域内にあっては、当該指定都市の市長又は児童相談所設置市の長）に提出して行うものとする。

（養育者等の要件に関する経過措置）

第三条　この省令の施行前に第一条の規定による改正前の児童福祉法施行規則第一条の三十一第一項第三号に規定する情緒障害児短期治療施設において児童の養育に従事した者については、第一条の規定による改正後の児童福祉法施行規則第一条の三十一第三号に規定する児童心理治療施設において児童の養育に従事した者とみなす。

（調整担当者に関する経過措置）

第四条　法第二十五条の二第六項に規定する調整担当者については、第一条による改正後の児童福祉法施行規則第二十五条の二十八第一項及び第二項の規定にかかわらず、当分の間、法第十三条第三項第五号に規定する厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了した者を調整担当者とすることができる。

第五条　この省令の施行の際現に児童福祉司たる資格を有する者として法第二十五条の二第六項に規定する調整担当者に選任されている者は、引き続き当該調整担当者に選任されている間は、この省令による改正後の第二十五条の二十八第三項の児童福祉司たる資格を有する者として当該調整担当者に選任された者とみなす。

（家庭支援専門相談員の要件に関する経過措置）

第六条　この省令の施行前に第四条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第七十三条第四項に規定する情緒障害児短期治療施設において児童の指導に従事した者については、第四条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第七十三条第四項に規定する児童心理治療施設において児童の指導に従事した者とみなす。

（児童心理治療施設の長の要件に関する経過措置）

第七条　この省令の施行前に第四条の規定による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第七十四条第一項第三号に規定する情緒障害児短期治療施設の職員として勤務した者については、第四条の規定による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第七十四条第一項第三号に規定する児童心理治療施設の職員として勤務した者とみなす。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行前に第七条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第二号に規定する情緒障害児短期治療施設において相談援助の業務に従事した者については、第七条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第二条第二号に規定する児童心理治療施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条　この省令の施行前に第七条の規定による改正前の精神保健福祉士法施行規則第二条第四号に規定する情緒障害児短期治療施設において相談援助の業務に従事した者については、第七条の規定による改正後の精神保健福祉士法施行規則第二条第四号に規定する児童心理治療施設において相談援助の業務に従事した者とみなす。

○厚生労働省令第三十九号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項及び第四項、第四条の七第二項並びに第五条の六並びに美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項及び第五項、第四条の七第二項並びに第五条の六の規定に基づき、理容師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

理容師法施行規則等の一部を改正する省令

（理容師法施行規則の一部改正）

第一条　理容師法施行規則（平成十年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次のただし書を加える。

ただし、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設において美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号）第十一条前段に規定する期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得している者については、昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得するものにあっては一年、通信課程において知識及び技能を修得するものにあっては一年六月とする。

第十二条中「理容理論」を「理容技術理論」に改める。

第十三条に次の一項を加える。

2　美容師法第三条の規定により美容師の免許を受けた者については、その申請により、理容技術理論を除く筆記試験を免除する。

第十五条第二項第三号を削る。

第十九条第一項第八号中「（昭和三十二年法律第百六十三号）」を削る。